

ぬいぐるみ貸出の注意事項

- 貸出可能なぬいぐるみは産業課で保管している各 1 体のみであるため、イベント等で使用する際は貸出できないことがあるので、事前に産業課 観光商工室へ確認すること。
- 借用希望の一週間前までに借用申請書を提出すること。
- 貸出期間は貸出日から返却日を含めて 5 日以内。
- ぬいぐるみの受取り及び返却場所は、伊方町役場産業課観光商工室で、時間は、平日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。受取りの際には、受取りに来る時間を、前日までに役場産業課観光商工室（0894-38-2657）までに連絡すること。
- 運搬、収納の際、ぬいぐるみを汚損しないよう細心の注意をもって取り扱うこと。
- 帽子、手、足、ポケット、尻尾等、部分的にもって持ち上げたり、ひっぱったりしないこと。
- ぬいぐるみを高所や床、地面に直接置いたり、投げたりしないこと。
- ぬいぐるみは、容易に洗えないため、汚れないように注意して使用すること。
- 保管以外で使用者の目が届かないところに放置しないこと。
- 雨天時は、原則として屋外での使用は控えること。
- 使用後は、汚損箇所がないか確認し、使用前の状態にして返却すること。また、各部に異常がないか確認し、異常があった場合は直ちに申し出ること。
- 汚損や破損があった場合は、借用者の負担で補修すること。修復が困難な場合は、実費弁償すること。
- 返却の際には、使用状況のわかる写真を添付すること。